

北上市告示乙第2号

地方自治法第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を、次のとおり指定した。

令和5年1月5日

北上市長 高橋敏彦

- 1 施設の名称  
江釣子学童保育所
- 2 指定管理者  
北上市上江釣子17地割2番地4  
江釣子学童保育所父母会  
会長 鈴木奈保
- 3 指定の期間  
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで